

○2015 年度 同志社大学動物実験委員会委員

同志社大学動物 実験委員会規程	氏 名	所 属 部 課	専 門 分 野
第3条 (1)	横川 隆一	生命医科学部・ 生命医科学研究科	ロボット工学
第3条 (2)	山下 利彦	施設部（職員）	大学全体の施設管理責任者
第3条 (3)	市川 寛	生命医科学部・ 生命医科学研究科	消化器内科学，臨床栄養学
第3条 (4)	小林 聡	生命医科学部・ 生命医科学研究科	生化学，分子生物学
第3条 (5)	田口 聡志	商学部・ 商学研究科	会計学，監査論
第3条 (6)	小林 耕太	生命医科学部・ 生命医科学研究科	神経行動学，動物行動学，生物 音響学
第3条 (6)	井澤 鉄也	スポーツ健康科学部・ スポーツ健康科学研究科	スポーツ生理・生化学
第3条 (6)	青山 謙二郎	心理学部・ 心理学研究科	実験系心理学，学習心理学，行 動分析学，食行動の心理学
第3条 (6)	高森 茂雄	脳科学研究科	神経科学
第3条 (7)	宮本 博之	理工学部・ 理工学研究科	金属材料学
第3条 (7)	剣持 貴弘	生命医科学部・ 生命医科学研究科	生命物理学，非線形物理

同志社大学動物実験委員会規程

（構成）

第3条 委員会は、次の者をもって構成し、委員は学長が委嘱する。

- (1) 動物実験を実施する学部又は研究科の長から1名
 - (2) 施設部長
 - (3) 保健センター所長
 - (4) 環境保全・実験実習支援センター副所長から1名
 - (5) 倫理審査主事から1名
 - (6) 動物実験及び実験動物に関して専門的知識を有する者で、生命医科学部，スポーツ健康科学部，心理学部，及び脳科学研究科から各1名
 - (7) 動物実験等に直接関与しない者で学識経験を有する者 2名
- 2 委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもってあてる
- 3 委員長は、委員会を主宰し、代表する。

※「同志社大学動物実験委員会規程」第3条（6）は、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」第3-3動物実験委員会の構成における『①動物実験等に関して優れた識見を有する者』及び『②実験動物に関して優れた識見を有する者』に該当する。

※「同志社大学動物実験委員会規程」第3条（1）～（5）及び（7）は、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」第3-3動物実験委員会の構成における『③その他学識経験を有する者』に該当する。